

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、飯山町寺井土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年7月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	吉村 信一	丸亀市飯山町下法軍寺1266番地	平成19年5月10日
〃	新居 博	〃 〃 〃 1292番地	〃
〃	熊澤 孜	〃 〃 〃 1433番地	〃
〃	林田 元一	〃 〃 東小川1297番地	〃
〃	熊澤 渡	〃 〃 下法軍寺1408番地	〃
監事	原岡 勝	〃 〃 真時4番地3	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	吉村 信一	丸亀市飯山町下法軍寺1266番地	平成19年5月11日
〃	新居 博	〃 〃 〃 1292番地	〃
〃	熊澤 孜	〃 〃 〃 1433番地	〃
〃	林田 元一	〃 〃 東小川1297番地	〃
〃	熊澤 渡	〃 〃 下法軍寺1408番地	〃
監事	原岡 勝	〃 〃 真時4番地3	〃
〃	尾崎 勇	〃 〃 下法軍寺1305番地	〃